



# 新型コロナウイルスの感染拡大が収束するまで

団体交渉の  
早急な開催を  
もとめる

# 人事異動は必要最小限とすること

新潟地本は4月17日に申21号「新型コロナウイルス感染拡大における人事異動に関する緊急申し入れ」を提出しました。

新型コロナウイルスの感染防止のため3密状態の回避が強く要請されるなかで、

- 業務の引き継ぎ作業や、新しい作業に従事するための見習い・訓練など
- 転居に伴う引っ越しや、長距離や・県を跨いででの通勤の発生など

この時期に異動や配置転換を行うことで濃厚接触の機会をつくり、結果として感染リスクを高めることにつながるため、「新型コロナウイルスの感染拡大が収束するまで人事異動は必要最小限とすること」を要求したものです。

団体交渉の早期開催を求めて、5月18日に申23号を申し入れました。

申21号「新型コロナウイルス感染拡大における人事異動に関する緊急申し入れ」の早期団体交渉開催を求める緊急申し入れ

## 1. 申21号「新型コロナウイルス感染拡大における人事異動に関する緊急申し入れ」の団体交渉を直ちに開催すること

一方で、異動の全てに反対するものではありません。

- コロナウイルスによる業務遂行上のリスク回避・低減を目的とした助勤・再教育
- 家族の介護、病気療養など社員の特情によるもの

など「必要最小限」の異動は実施してしかるべきです。

厳しい環境を乗り越えるために、安心して労働できる環境を求めていきます。

# 新潟支社は誠実に団体交渉を開催するべきだ！